

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 令和六年度分の固定資産税に係る帳簿の縦覧……………一  
……………(主税局資産税部固定資産評価課)……………一
- 東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づき区域の指定……………二  
……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づき汚染されている区域の指定(三件)……………二  
……………(環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課)……………二
- 都道の区域変更……………五  
……………(建設局道路管理部路政課)……………五
- 規 則 (公)
- 放置違反金に係る納付命令、督促及び滞納処分並びに延滞金に関する規則の一部を改正する規則……………七
- 告 示 (海区漁調)
- 東京海区におけるうみがめの採捕の制限……………七
- 東京海区における浮きはえ縄漁業の制限……………七
- 規 程 (交)
- 東京都交通局文書管理規程の一部を改正する規程……………九
- 東京都交通局公印規程の一部を改正する規程……………一〇
- 規 程 (水)
- 東京都水道局自家用電気工作物保安規程の一部を

改正する規程……………二

### 公 告

- 令和六年度製菓衛生師試験の実施……………三  
……………(保健医療局健康安全部健康安全課)……………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………四  
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………四
- 都市計画事業の施行(二件)……………四  
……………(建設局道路建設部管理課)……………四

### 告 示

#### ●東京都告示第二百三十号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十六條第一項の規定により、令和六年度分の固定資産税に係る帳簿を、次のとおり当該固定資産の所在する区を所管する都税事務所において納税者の縦覧に供する。

令和六年三月八日

東京都知事 小 池 百合子

令和六年三月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 縦覧に供する帳簿の名称

(一) 土地価格等縦覧帳簿

(二) 家屋価格等縦覧帳簿

二 縦覧期間

令和六年四月一日から同年七月一日まで。ただし、日

曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十

三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

四 縦覧場所

東京都千代田都税事務所 千代田区内神田二丁目一番

十二号

同 中央都税事務所 中央区新富二丁目六番一

同 港都税事務所 港区麻布台三丁目五番六

同 新宿都税事務所 新宿区西新宿七丁目五番八

同 文京都税事務所 文京区春日一丁目十六番二

同 台東都税事務所 台東区雷門一丁目六番一

同 墨田都税事務所 墨田区業平一丁目七番四

同 江東都税事務所 江東区大島三丁目一番三

同 品川都税事務所 品川区広町二丁目一番三十

同 目黒都税事務所 目黒区上目黒二丁目十九番

同 大田都税事務所 大田区新蒲田一丁目十八番

同 世田谷都税事務所 世田谷区若林四丁目二十二

同 渋谷都税事務所 渋谷区千駄ヶ谷四丁目三番

同 中野都税事務所 中野区中野四丁目六番十五

同 杉並都税事務所 杉並区成田東五丁目三十九

同 豊島都税事務所 豊島区西池袋一丁目十七番

同 北都税事務所 北区中十条一丁目七番八

同 荒川都税事務所 荒川区西日暮里二丁目二十

同 板橋都税事務所 板橋区大山東町四十四番八

同 練馬都税事務所 練馬区豊玉北六丁目十三番

同 練馬都税事務所 練馬区豊玉北六丁目十三番

同 練馬都税事務所 練馬区豊玉北六丁目十三番

同 練馬都税事務所 練馬区豊玉北六丁目十三番

同 練馬都税事務所 練馬区豊玉北六丁目十三番

同 練馬都税事務所 練馬区豊玉北六丁目十三番

同 練馬都税事務所 練馬区豊玉北六丁目十三番

同 練馬都税事務所 練馬区豊玉北六丁目十三番

同 練馬都税事務所 練馬区豊玉北六丁目十三番

同 練馬都税事務所 練馬区豊玉北六丁目十三番

同 足立都税事務所 足立区西新井栄町二丁目八番十五号

同 葛飾都税事務所 葛飾区立石五丁目十三番一

同 江戸川都税事務所 江戸川区中央四丁目二十四番十九号

●東京都告示第二百三十一号

東京都建築安全条例(昭和二十五年東京都条例第八十九号)第七条の三第一項の規定に基づき、特に震災時に発生する火災等による危険性が高い区域を次のとおり指定したので、告示する。

なお、関係図書は、東京都都市整備局市街地建築部に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年三月八日

東京都知事 小池百合子

区市 指定する区域

中野区 中野区沼袋一丁目、沼袋二丁目、沼袋三丁目、沼袋四丁目、上高田一丁目、上高田三丁目、若宮一丁目、若宮二丁目、若宮三丁目、中野一丁目、中央四丁目、本町二丁目、本町四丁目及び本町六丁目各区内

附則

この告示は、令和六年九月二日から施行する。

●東京都告示第二百三十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」とい

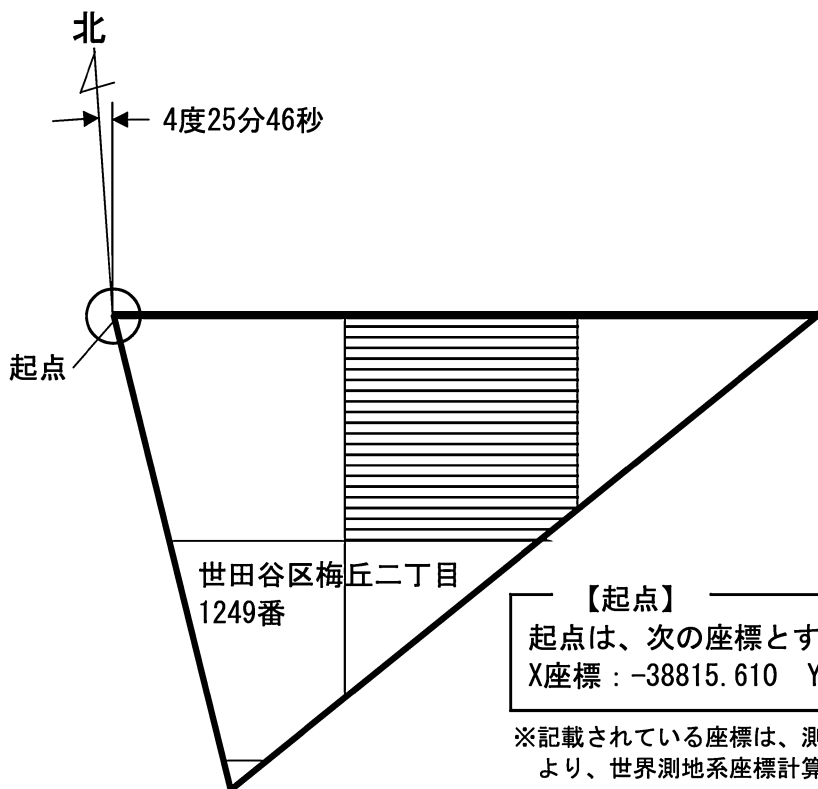
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
令和六年三月八日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(世田谷区梅丘二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



【起点】  
 起点は、次の座標とする。  
 X座標：-38815.610 Y座標：-16472.816

※記載されている座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【凡例】

- 調査対象地（筆境界）
- 単位区画
- ▨ 形質変更所要届出区域

【格子の回転角度 4度25分46秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔に引いた線で構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百三十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更所要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

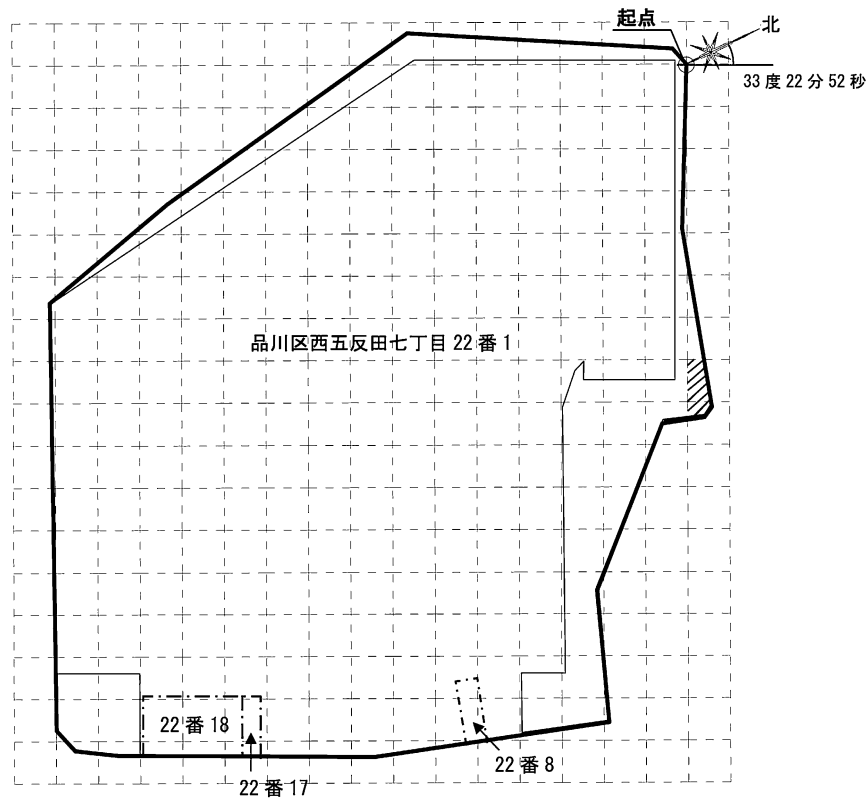
令和六年三月八日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更所要届出区域 別図のとおり（品川区西五反田七丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



- 凡例
- : 敷地境界
  - : 調査範囲
  - - -: 筆境界
  - .....: 単位区画
  - ▨: 形質変更時要届出区域

起点  
 起点は、品川区西五反田七丁目 22番 1の最北端とする。

格子の回転角度：33度 22分 52秒  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百三十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月八日

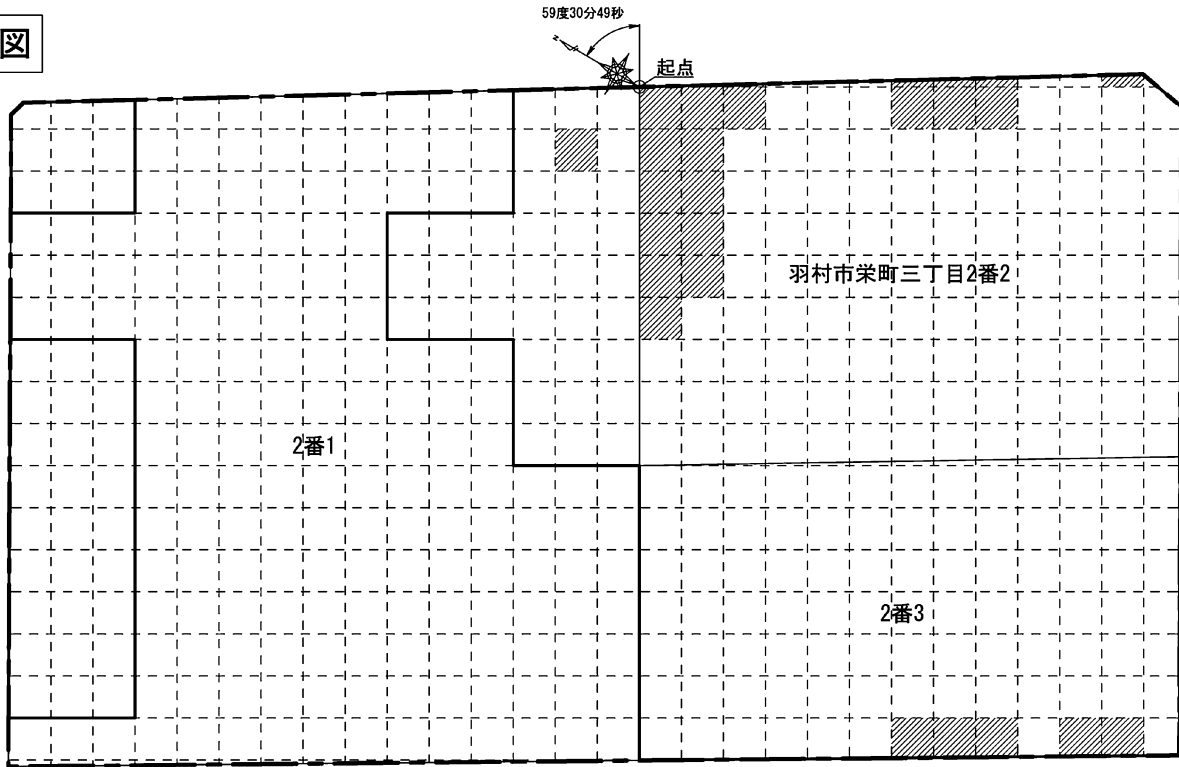
東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（羽村市栄町三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、羽村市栄町三丁目2番2の敷地の最北端とする。

【格子の回転角度(59度30分49秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年三月八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年三月八日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 八王子国立

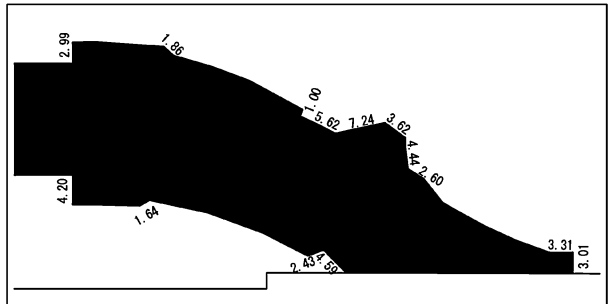
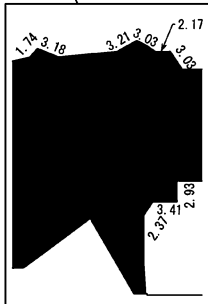
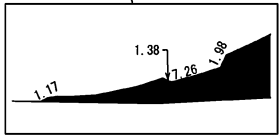
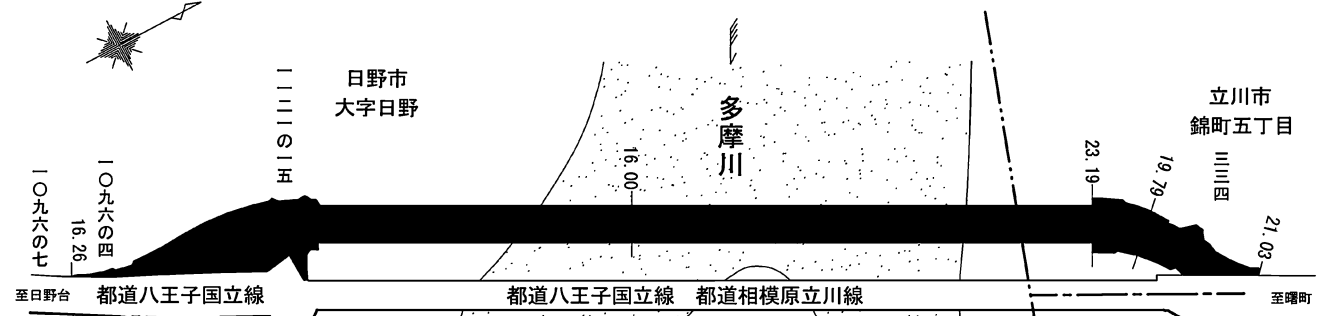
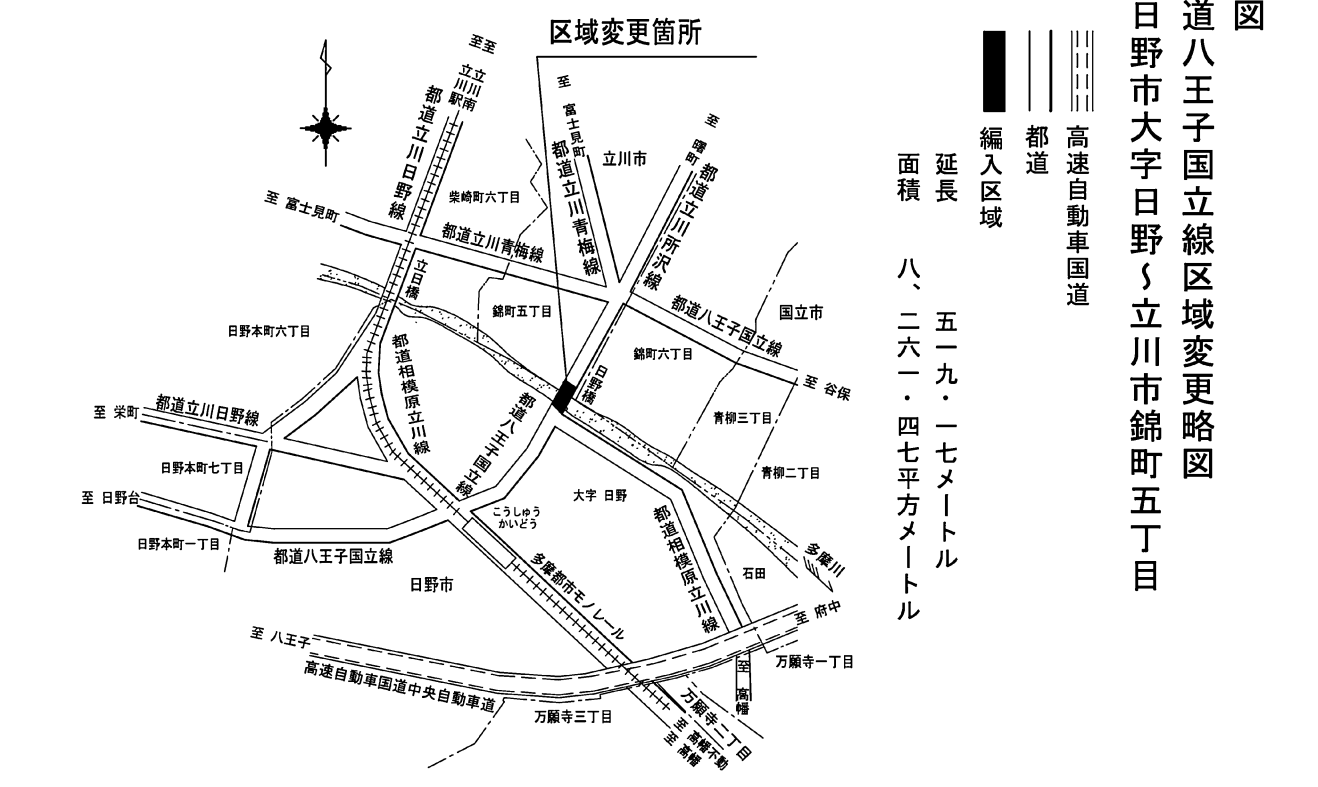
二 変更の区間 日野市大字日野千九十六番四地内から立川市錦町五丁目三百三十四番地内まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道八王子国立線区域変更略図  
日野市大字日野、立川市錦町五丁目

編入区域  
 延長 五一九・一七メートル  
 面積 八、二六一・四七平方メートル  
 都道  
 高速自動車国道



規則(公)

放置違反金に係る納付命令、督促及び滞納処分並びに延滞金に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月8日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

●東京都公安委員会規則第2号

放置違反金に係る納付命令、督促及び滞納処分並びに延滞金に関する規則の一部を改正する規則

放置違反金に係る納付命令、督促及び滞納処分並びに延滞金に関する規則(平成18年5月19日東京都公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第9条に次の一項を加える。

3 第1項の規定に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第10条第1項中「警察行政職員」を「警察職員(以下「職員」という。)」に改める。

別記様式第6号(裏)中「滞納処分による徴収日」を「納付の日」に、「応じて」を「応じ、当該放置違反金の額につき、」に改め、「当該放置違反金に」を削り、「その後の期間は、」を「その後の期間は」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第一号

東京海区におけるうみがめの採捕について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和六年三月八日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(採捕の制限)

一 東京海区(東京都内湾海域を除く。)において、うみがめ科のあかうみがめ(卵を含む。)及びたいまい(卵を含む。)(以下これらを「うみがめ」という。)を採捕してはならない。ただし、東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の採捕の承認を受けた者については、この限りでない。

(採捕の承認)

二 うみがめの採捕をしようとする者は、次のとおり委員会の承認を受けなければならない。

(一) 承認の対象となる者

承認の対象となる者は、採捕の目的が次のいずれかに該当する者でなければならない。

ア 試験又は研究の用に供する者

イ 増殖の用に供する者

ウ 委員会が特に認めた者

(二) 雌がめの採捕禁止

(一)ウにより承認を受けた者であっても、雌がめは採捕してはならない。

(三) 承認書の携帯

うみがめの採捕の承認を受けた者は、採捕の際、委

員会が交付した承認書を所持しなければならない。

(四) 採捕報告書の提出義務

うみがめの採捕の承認を受けた者は、採捕終了後三十日以内に、採捕報告書を委員会に提出しなければならない。

(五) 承認の取消し

委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

(六) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までとする。

●東京漁調指示第二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十条第一項の規定に基づき、東京海区(伊豆諸島海域に限る。)(における浮きはえ縄漁業(以下「この漁業」という。))について、次のとおり指示する。

令和六年三月八日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。  
(一) 令和六年六月一日から同年十二月三十一日までの間の大島、利島、新島(鵜渡根島及び地内島を含む。)、式根島、神津島(恩馳島及び銭洲を含む。)、三宅島

<p>(一) 承認の対象者</p> <p>ア 東京海区(伊豆諸島海域に限る。)において、前年度にこの漁業の承認(六月一日から十二月三十一日までの期間)を受け水揚げした実績を有する者</p> <p>イ 前年度に承認を受け操業したものの、水揚げした実績を有しない場合にあつては、申請者の所属する漁業協同組合及び住所の所在地の都県の水産主務課長により、承認を保持する必要がある、かつ、漁業秩序の遵守及び漁業調整上支障がないことの意見書を提出し、委員会が特に認めた者</p> <p>ウ 委員会が特に認めた者</p> <p>エ 試験研究機関</p> <p>(二) 承認隻数</p> <p>ア この漁業の承認できる総トン数五トン以上二十トン未満の船舶の隻数の最高限度は九十五隻以内とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。</p>	<p>(大野原島を含む。)、御蔵島(蘭灘波島を含む。)、八丈島(八丈小島を含む。)、青ヶ島、ペヨネース列岩、須美寿島、鳥島及び孀婦岩の各最大高潮時海岸線から三海里以内の海域並びに大室出し、高瀬、ひょうたん瀬、渡り瀬、黒瀬及び新黒瀬(中ノ黒瀬を含む。)における操業</p> <p>(二) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業(承認操業)</p> <p>二 総トン数二十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。</p>	<p>東京都 二十二隻</p> <p>静岡県 九隻</p> <p>千葉県 五十隻</p> <p>宮城県 二隻</p> <p>和歌山県 四隻</p> <p>高知県 三隻</p> <p>イ この漁業の承認できる総トン数五トン未満の船舶の隻数の最高限度は三隻以内とし、県別の隻数は、次のとおりとする。</p> <p>神奈川県 一隻</p> <p>千葉県 二隻</p>
<p>(二) 突棒漁業、ひき縄漁業、底魚一本釣漁業及び流し刺</p> <p>(一) 操業の際、既に投縄してある漁具又は投縄しようとする船舶から少なくとも一海里以上の間隔をとること</p> <p>(二) 突棒漁業、ひき縄漁業、底魚一本釣漁業及び流し刺</p>	<p>(三) 承認をしない場合</p> <p>ア 申請者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合</p> <p>イ 漁業関係法令又は漁業秩序を遵守する精神を著しく欠く者と認められる場合</p> <p>ウ 同一の漁業者が二隻以上の船舶について申請をした場合</p> <p>エ 前年度にこの承認の規定に違反したと認められる場合</p> <p>オ その他委員会が漁業調整上支障があると認めた場合</p> <p>(操業方法等)</p> <p>三 この漁業の承認を受けた者の操業方法等は、次のとおりとする。</p>	<p>し網漁業が操業している場合には、その操業を妨げてはならない。</p> <p>(二) 夜間に操業する場合は、漁具の両端と中央部に鮮明な浮標灯を付けなければならない。</p> <p>(四) 漁具には少なくとも二箇所以上、船名を明記しなければならない。</p> <p>(五) 新黒瀬漁場の北端から南の八丈島周辺海域で一度に操業できる船舶は、千葉県所属船にあつては二十隻以内、その他の県の所属船にあつては五隻以内とし、輪番操業を認めるものとする。</p> <p>(六) 八丈島周辺海域で輪番操業する船舶は、五に定める操業旗章のほか委員会が別に定める輪番旗を掲げなければならない。</p> <p>(七) 八丈島周辺海域で操業しようとする船舶は、あらかじめ八丈島漁業無線局(一ワット二十七メガヘルツ)を通じて地元漁協と連絡をとりトラブルの回避に努めること。</p>
<p>(一) 漁業者間で定められた操業ルールの遵守に努めるほか、適宜漁業者間による協議を行い、操業秩序の維持を確保しなければならない。</p>	<p>(操業協定等)</p> <p>四 この漁業の承認を受けた者は、漁業秩序の維持、漁具被害の防止等を図る必要があると委員会が認めた場合は、当該漁業者(漁業協同組合等を含む。)との間又は他の競合する漁業者(漁業協同組合等を含む。)との間で、操業協定等を締結しなければならない。ただし、協定等を締結しなくても漁業秩序が維持される等、特に委員会が認めた場合はこの限りではない。</p>	<p>し網漁業が操業している場合には、その操業を妨げてはならない。</p> <p>(二) 夜間に操業する場合は、漁具の両端と中央部に鮮明な浮標灯を付けなければならない。</p> <p>(四) 漁具には少なくとも二箇所以上、船名を明記しなければならない。</p> <p>(五) 新黒瀬漁場の北端から南の八丈島周辺海域で一度に操業できる船舶は、千葉県所属船にあつては二十隻以内、その他の県の所属船にあつては五隻以内とし、輪番操業を認めるものとする。</p> <p>(六) 八丈島周辺海域で輪番操業する船舶は、五に定める操業旗章のほか委員会が別に定める輪番旗を掲げなければならない。</p> <p>(七) 八丈島周辺海域で操業しようとする船舶は、あらかじめ八丈島漁業無線局(一ワット二十七メガヘルツ)を通じて地元漁協と連絡をとりトラブルの回避に努めること。</p>



(二) 操業海域において、他種漁業との間で漁場競合が発生した場合には、必要に応じて相手方と連絡を取る等、トラブル回避について、誠意ある対応に努めなければならない。

(三) この漁業の承認を受け、かつ、太平洋広域漁業調整委員会指示による沿岸くろまぐる漁業を営む場合、資源の保護培養、漁業秩序維持等のため、住所の所在地の都県に配分された漁獲可能量、所属する漁業協同組合内あるいは漁業者間で締結した協定等の取決め事項等を遵守しなければならない。

(承認書の備付け及び操業旗章の掲揚)

五 この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。(承認の取消し)

六 次の事項に該当するときは、承認を取り消すことがある。

- (一) 承認を受けた者以外の者が、実質上操業を指揮しているとき。
- (二) 承認を受けた者が、この承認の規定に違反したとき。
- (三) 委員会が漁業調整上必要があると認めたととき。

(操業実績報告書の提出義務)

七 この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和七年一月三十一日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を提出しなければならない。

なお、提出された報告書の内容について、疑義がある場合、委員会は、追加の関係書類の提出を指示することができる。

(遵守事項)

八 この漁業の承認を受けた者は、前各項に定めるもののほか、漁業調整上委員会が必要と認め、指示し、又は指導した事項を遵守しなければならない。

(その他)

九 この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

十 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から同年十二月三十一日までとする。

規程(交)

●交通局規程第十号

東京都交通局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月八日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局文書管理規程の一部を改正する規程

東京都交通局文書管理規程(平成十一年交通局規程第九十七号)の一部を次のように改正する。

第八条中「事業所の事務担当者」を「事務担当者(当該文書に係る事案を担当する者をいう。以下同じ。)」に改める。

第十一条第三項中「当該主務課」を「部又は事業所」に改め、同条第四項及び第六項中「庶務主管課長」を「総務課長等」に改め、同条第七項中「当該公文書に係る事案を担当する者(以下「」及び「」という。)」を削り、同条第八項を削る。

第十一条の四第一項中「第四十三条第一項の規定により定めた保存期間が一年以上のもの」を「收受の処理が必要と認めるもの」に改める。

第十二条の見出し中「本局」を「局」に改め、同条第二項中「部等」を「部又は事業所」に、「庶務主管課長」を「庶務主管課長又は事業所の長」に、「関係庶務主管課長又は研修所長」を「庶務主管課長又は事業所の長」に、「記入しておかなければならない」を「記載し、受領した職員名を文書授受簿に記載させるものとする」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「本局に到達した文書を受領し、」を「第一項の規定により受領した文書」に改め、同項第一号中「親展(秘扱いを含む。以下同じ。)」文書その他」を「局長又は局宛ての親展文書その他」に、「封を切らずに」を「封筒に」に、「押印し」を「押し」に、「関係庶務主管課長」を「受領した職員名を記載させた上、庶務主管課長」に改め、「こと」を削り、同項第二号中「前号に規定する以外の文書は、開封の上、收受印を押印し」を「書留扱い(現金書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明、代金引換及び特別送達の取扱いを含む。以下この号において同じ。)」又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第

二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留扱いに準ずるものとして局長が定めるものによる文書は、封筒又は文書の余白に収受印を押し」に、「関係庶務主管課長」を「受領した職員名を記載させた上、庶務主管課長」に改め、「こと」及びただし書を削り、同項第三号中「金券、郵便切手、収入印紙その他」を「開封した文書のうち、現金、金券その他の」に、「を添付した文書は、収受印を押し、文書授受簿に必要事項を記載の上、その」を「が添付されているものについては、前号の処理をするほか、封筒又は」に、「記入して、関係庶務主管課長に配布すること」を「記載する」に改め、同項第四号中「訴訟その他の文書で」を「開封した文書のうち、」に、「かかるものは、その文書の到達日時を文書授受簿に記入の上、収受印を押し、文書授受簿に必要事項を記載し、速やかに関係庶務主管課長に配布すること」を「関わりと認められるものは、第二号の処理をするほか、封筒又は文書の余白に到達日時を記載する」に改め、同項に次の一号を加える。

五 局長又は局宛ての文書以外の文書(第二号に該当するものを除く。)は、開封しないでそのまま庶務主管課長に配布する。

第十二条中第一項を第三項とし、第一項及び第二項として次の二項を加える。

局に到達した文書(部及び事業所に直接到達した文書を除く。以下同じ。)は、総務課長が受領するものとする。

2 総務課長は、前項の規定により受領した文書のうち局長又は局宛ての文書(親展(秘扱いを含む。以下同じ。))文書その他開封を不相当と認める文書を除く。)を開封するものとする。

第十三条第一項中「文書及び」を「文書並びに」に、「(事業所にあつてはその長)」を「又は事業所の長」に改め、同項第一号中「直接收受した局長宛て」を「局長又は局宛ての」に改め、「こと」を削り、同項第二号中「直接收受した」を削り、「総務課長」の下に「又は事業所の長」を、「受け」の下に「前条第三項第一号から第四号までに定める方法により総務課長が収受印を押ししたもの及び」を加え、「事務担当者」を「、事業所の長があらかじめ指定する課長代理又はそれに相当する職にある職員」又は「事務担当者」に改め、「こと」を削り、同項第三号を削り、同条第二項中「前

条第一項」を「前条第三項」に改める。

第二十七条第一項ただし書中「押印覧」を「押印欄等」に改める。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

●交通局規程第十一号

東京都交通局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月八日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局公印規程の一部を改正する規程

東京都交通局公印規程(昭和二十七年交通局規程第二十号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「、廃棄」を「及び廃棄」に改め、同条第一項中「公印を」の下に「組織の改廃、」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 総務部長は、前項の規定により印章の引継ぎを受けたときは、特に保存する必要があるものを除き、裁断又は焼却の方法によりこれを廃棄しなければならない。

第五条第三項及び第四項を削る。

第十条の見出しを「(公印取扱主任)」に改め、同条中「公印管理者」を「公印管理者又は主任」に、「職務」を「事務」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

公印管理者の下に公印取扱主任(以下「主任」という。)を置く。

2 主任は、公印管理者があらかじめ指定し、公印管理者の命を受けて公印に関する事務に従事する。

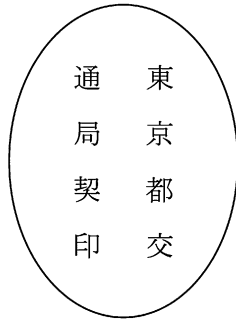
第十一条第一項中「公印管理者」の下に「又は主任」を加え、同条第二項中「その指定する者」を「主任」に改める。

別表第一東京都交通局契印の項中「6」を「5」に改め、同項の次に次のように加える。

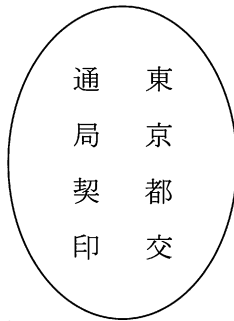
東京都交通 局割印	6	てん書	長径二 十六ミ リメー トル短 径十三 ミリメ ートル （菱楕 円形）	一般文書割 印用	番号1から 5まで及び 6の2から 15までに掲 げる公印の 管理者
--------------	---	-----	---	-------------	---

別表第一東京都軌道事業主任技術者印の項から東京都電気事業主任技術者印の項までを削る。  
別表第二中

5 削除

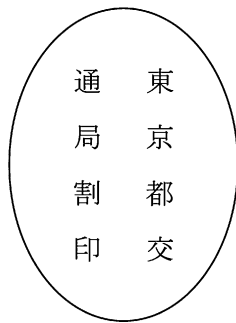


6



を

5



に

11.12.13



11.12.13

を  
削除  
に改める。

附  
則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

### 規程（水）

#### ●東京都水道局管理規程第三号

東京都水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月八日

東京都水道局長 西 山 智 之

東京都水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

東京都水道局自家用電気工作物保安規程（平成七年東京都水道局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号ロ中「使用前自主検査」の下に「及び溶接自主検査」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 溶接自主検査（法第五十二条第一項の規定に基づき行う自主検査をいう。）

第二条第十一号中「事業者検査」を「定期自主検査」に、「定期事業者検査」を「自主検査」に改め、同条第十三号中「法定検査」を「法定自主検査」に、「及び事業者検査」を「溶接自主検査及び定期自主検査」に改める。

第七条第三号中「事業者検査の」を「定期自主検査の」に、「自主検査に」を「自主検査及び定期自主検査に」に改め、「及び事業者検査に関する基準」を削る。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（サイバーセキュリティの確保）

第二十一条の二 保安管理者は、工作物の保安を確保するため、国が定める自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン及び保安管理者が別に定める要綱に基づき、サイバーセキュリティの確保のための適切な処置を講じなければならない。

「第八章 法定検査」を「第八章 法定自主検査」に改める。

第二十六条の見出し中「法定検査」を「法定自主検査」に改め、同条第一項中「法定検査」を「法定自主検査」に改め、「第五十一条」の下に「、第五十二条」を加え、同条第二項中「法定検査」を「法定自主検査」に改め、同条第三項中「法定検査」を「使

用前自主検査及び定期自主検査」に改め、同条に次の一項を加える。

4 ボイラー・タービン主任技術者は、溶接自主検査実施後、翌年度六月末までに溶接自主検査の実施状況及びその結果を所管官庁へ報告しなければならない。ただし、前項の審査を受ける際に、溶接自主検査の実施状況及びその結果の確認を併せて受けることで、所管官庁への報告に代えることができる。

第二十七条第三項中「事業者検査」を「定期自主検査」に改める。

別図中「(保安管理者)」を「(保安管理者)(セキュリティ管理責任者)」とし、「(保安管理総括担当)、課長代理(配水設備総括担当)及び課長代理(給水管理所長)」を「(保安管理総括担当)及び課長代理(配水設備総括担当)」に改める。

別表第一工物の設置箇所ごとの部ボイラー・タービン主任技術者の欄中「職員」の下に「(保安管理業務の受託者又はその役員若しくは従業員を含む。)」を加える。

別表第二を次のように改める。

別表第2 (第21条関係)

定期点検・測定基準

設備名称	機器名称	周 期			備 考		
		普通点検	精密点検	測定試験			
送受配電設備	負荷開閉器	2年	-----	2年			
	断路器及び開閉器	2年	6年	2年～6年	ガス絶縁開閉装置に属するものを除く		
	遮断器	2年	4年～6年	2年～6年	ガス絶縁開閉装置に属するものを除く		
	ガス絶縁開閉装置	6年	12年	6年			
	変圧器	2年	6年	2年～6年			
	計器用変成器	2年	-----	2年	ガス絶縁開閉装置に属するものを除く		
	避雷器	2年	-----	2年	ガス絶縁開閉装置に属するものを除く		
	配電盤	2年	-----	2年～6年	ガス絶縁開閉装置に属するものを除く		
	コンデンサ	2年	-----	2年	直列リアクトルを含む		
特殊電源設備	ケーブル、電線、母線及び支持物	2年	-----	2年			
	無停電電源装置	1年	-----	1年～5年			
	直流電源設備	1年	-----	1年～5年			
負荷設備	電動機	1年	6年	1年～6年			
発電設備	非常用発電設備	ガスタービン発電装置、LPガス発電装置及びディーゼル発電装置		1月～6月	1年～9年	1年～9年	送受配電設備を除く
	常用発電設備	ガスタービン発電装置	発電機	1年	5年～10年	1年	送受配電設備を除く
			ガスタービン及び圧縮機	1年～6年		1年	
		蒸気タービン発電装置	発電機	1年	5年～10年	1年	送受配電設備を除く
			蒸気タービン	1年～4年		1年～2年	
			発電用ボイラ	1年～2年		1年	
	水力発電装置(1000kW超)	1年	3年～10年	1年	送受配電設備を除く		
小水力発電装置(1000kW以下)	2年	-----	2年				
太陽光発電装置	2年	-----	2年				
その他	接地極及び接地端子盤	2年	-----	2年			

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局自家用電気工作物保安規程第二条第十一号に規定する事業者検査及び同条第十三号に規定する法定検査として行っている検査は、この規程による改正後の東京都水道局自家用電気工作物保安規程第二条第十一号に規定する定期自主検査及び同条第十三号に規定する法定自主検査とみなす。

公 告

令和六年度製菓衛生師試験の実施について  
 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。）第四条第一項の規定により、令和六年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和六年三月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七條に規定する者であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

- (二) 学校教育法第五十七條に規定する者であつて、二年以上菓子製造業（菓子を製造する営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五條第一項の許可を受けて営むものをいう。以下同じ。）に従事したもの

- (三) 法の施行の際（昭和四十一年十二月二十六日）現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第五十七條に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、法の施行の日において三年を超えているもの又は同日後三年を超えるに至つたもの

- (四) 沖繩の復帰の際（昭和四十七年五月十五日）現に沖繩において菓子製造業に従事していた者であつて、菓子製造業に従事した期間が、沖繩の復帰の日において三年を超えているもの又は同日後三年を超えるに至つたもの

なお、旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、学校教育法第五十七條に規定する者とみなす。

二 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学並びに製菓理論及び実技。ただし、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）による菓子製造に係る一級若しくは二級又はパン製造に係る特級、一級若しくは二級の技能検定に合格した者は、製菓理論及び実技の試験科目を免除する。

三 試験の日時及び場所

- (一) 日時

令和六年六月十五日（土曜日）午前十一時から午後一時まで（製菓理論及び実技の試験科目の免除を受ける者は、午前十一時から午後零時三十分まで）

- (二) 場所

東京大学駒場キャンパス（目黒区駒場三丁目八番一号）

四 提出書類

- (一) 製菓衛生師試験受験願書兼受験台帳
- (二) 卒業証明書（中学校、中学校、高校、高専、短大、大学又は専修学校（高等課程又は専門課程に限る。））卒業以上のもの。一(一)に該当する者は、製菓衛生師養成施設の卒業（修了）証明書
- (三) 受験票
- (四) 写真台帳
- (五) 写真（出願前六か月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで、縦四センチメートル横三センチメートルのもの）
- (六) 受験票送付用封筒（八十四円切手を貼つたもの）
- (七) 領収証書（受験手数料納付後のもの）
- (八) 製菓業務従事証明書（一(一)に該当する者を除く。）
- (九) 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による菓子製造に係る一級若しくは二級又はパン製造に係る特級、一級若しくは二級の技能検定合格証書及びその写し（製菓理論及び実技の試験科目の免除を受ける者に限る。）

なお、現在の氏名が(二)、(八)又は(九)の書類に記載されている氏名と相違する場合は、氏名の変更を確認できる戸籍抄（謄）本等を提出すること。

五 受験手数料

九千五百円

六 受験願書の受付日時及び場所

(一) 一般郵送受付

令和六年四月一日(月曜日) から同月三十日(火曜日) まで(当日消印有効)

(二) 団体窓口受付(五名以上)

令和六年四月四日(木曜日) から同月十日(水曜日) までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

東京都保健医療局健康安全全部健康安全課(郵便番号一六三-八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎三十階)

七 合格発表

令和六年七月二十九日(月曜日) 午前十時から午後五時まで、東京都保健医療局健康安全全部健康安全課(東京都庁第一本庁舎三十階) に合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、同日午前十時から東京都保健医療局ホームページ(<https://www.hokeniryommetro.tokyo.lg.jp/index.html>) 上に合格者の受験番号を掲載する。

八 その他

(一) 受験願書用紙は、平日については、東京都保健医療局健康安全全部健康安全課、都内各保健所及び島しょ保健所各出張所(支所を含む。)並びに利島村、御蔵島村及び青ヶ島村の各村役場並びに新島村役場式根島支所において、令和六年四月一日(月曜日) から同月三十日(火曜日) まで配布する。  
土曜日、日曜日及び祝日については、東京観光情報センター都庁本部(東京都庁第一本庁舎一階北側)において、令和六年四月一日(月曜日) から同月三十日(火曜日) まで配布する。

(二) 詳細については、前記健康安全課(電話〇三(五三二〇) 四三五八) に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。  
令和六年三月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 西武渋谷店

二 店舗所在地 渋谷区宇田川町二十一番一号ほか

三 設置者名 松竹映画劇場株式会社ほか二名

四 意見

ア 聴取者 渋谷区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和六年二月二十六日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和六年三月八日から同年四月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

二 店舗所在地 渋谷区神南一丁目三十三番一号ほか

三 設置者名 株式会社丸井ほか十五名

四 意見

ア 聴取者 渋谷区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和六年二月二十六日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

令和六年三月八日から同年四月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

都市計画道路事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 第六十六条の規定により、次のとおり公告する。  
令和六年三月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の種類及び名称

別表のとおり

二 施行者の名称

東京都

三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在

別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称

事業地の所在

事業認可の告示

所管事務所

東京都市計画道路

墨田区錦糸三丁目、令和五年第五建設事務  
放射第三十二号 三丁目、太平四丁目、十一月三  
目、横川三丁目及 地方整備 所

び横川四丁目地内

局告示第  
二百二十  
九号

都市計画道路事業の施行について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和六年三月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の種類及び名称  
別表のとおり

二 施行者の名称  
東京都

三 事務所の所在地  
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在  
別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称

事業地の所在

事業認可の告示  
所管事務

東京都計画道路  
路事業補助線街  
路第二十八号線

東京都大田区山王  
一丁目、山王二丁  
目及び山王三丁目  
地内

令和六年  
二月十九  
日関東地  
方整備局  
告示第四  
十号

建設局  
道路建  
設部

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号(代)

郵便番号  
 113-0001

